

## 第9回西脇市自治基本条例検討委員会会議概要

- 1 開催日 平成24年4月23日 19:00～21:10
- 2 開催場所 西脇市生涯学習まちづくりセンター2階 会議室2
- 3 出席者 検討委員会委員16名、事務局
- 4 欠席者 5名
- 5 概要

- (1) 開会
- (2) 市民憲章朗唱
- (3) あいさつ
- (4) 協議

委員長：前回の検討委員会で一通りみなさんのご意見をいただき、みなさんのご意見を基にした再修正案及び逐条解説案の修正案についてご意見をいただいた後、前文についてご審議いただきたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局：～第13条、第17条、第27条、第29条、第31条、第32条、第42条、第43条、第44条について再修正案を説明～

委員長：ご意見はございますか。軽微な修正ばかりですね。

事務局：そうですね。前回結論に至っていないのは第27条です。

委員長：「見直し及び進行評価」を入れたということで、現実に推進市民会議が設置され、パブリックコメントも実施するし、そういう弾力的なやりの方が望ましいのではないかと。これでいいですか。

第17条は、書き方がこれでいいかということですね。

事務局：はい。第8回の委員会で、もう一つよく分からない文章だというご意見があったと思うのですが。

委員長：書き方は、他市と比べて、特段大きな違いはないような気がするのですが、いかがですか。

事務局：他の事例では、このような書き方と、原案のような書き方が多いです。

委員長：お手元に「市民自治組織参考条文」という資料で、丹波市は、小学校区単位で固まっているので「概ね小学校区を単位とする」と言い切っています。名張市も「一定のまとまりのある地域」。生駒市も「一定のまとまりのある地域」です。

条例に委ねているところと、規則に委ねているところがありますが、西脇市は「必要な事項は別に定める。」なので、規則でいいわけですね。

事務局：はい。

委員長：「一定のまとまりのある」というのは、丹波市のように小学校区単位と決まっているところはいいのですが、そうでないところもありますし、小学校の統廃合に伴い修正するのを避けるための言い方かも知れません。

事務局：主語がどこも「市民」になっていますが、市民の定義が幅広く捉えられているので、そこはどうか解釈すればいいか。一定のまとまりのある地域に住んでいる方となると、「市民」という主語が合わないのではないかと思いますかと思いますがどうでしょうか。

委員長：その場合は、「市民は」を主語にして、「一定のまとまりのある地域において」にすればいい。

副委員長：「市民は」を先に持ってきたら、事業者などを含む広い市民がまとまりのある地域で。

事務局：修正案では市民が後に来ているから違和感があるということですね。

委員長：だからそこに居住している者以外は除かれてしまうという意味でしょう。

事務局：そうです。

委員長：在勤、在学している者が外れてしまうから、法人市民もそこで居住している法人市民だけでないから、それを懸念しておられるのですね。居住要件で市民を再度括ると、居住していない人は除かれてしまうということです。「一定のまとまりのある地域内において」とすれば全て包含される。そうすると、後ろの文章を整理しないといけません。「その地域内において」とまたありますので、条文構成してみてください。

事務局：前々回の議論で、「居住するすべての個人」のところが、この書き方では「入らない」という人が出てきた場合、構成員とみなすということですが、そうではなく、構成員がサービスの受益者になれるということを入れた方がいいのか、それとも、例えば生駒市のように「自治会、NPO等の多様な主体で構成される」という形で書く方がいいのか。

事務局：先日の住民自治組織検討部会で各地区区長会との懇談の資料を検討いただいた後、市長と調整しましたが、あまり結論的なことは言わずに大まかな説明の方がいいのではないかとということで資料を修正しています。ですから第17条第1項の「市の認証を経て」や「すべ

ての人を構成員とする」というところは省略した方がいいと事務局としては感じています。

副委員長：大まかにすると、結局は今のまち協と同じで、単なる任意団体ということになってしまうのと、他市でもあったややこしい問題が起こる可能性があります。

委員長：条文で「自治会やNPO等」と書くかという話ですか。

事務局：自治会、NPOと書くのではなく、「一定のまとまりのある地域において、多様な主体で構成される市民自治活動を行う組織を形成することができる」というふうな書き方ではどうでしょうか。

ここで、「心豊かな地域をつくるため」と目的が書いてありますが、原案でも「地域の特性を生かした地域自治を推進するため」という目的がありましたので、ここは生かしておいて、この後に多様な主体で構成というのを入れればどうかと思うのですが。

副委員長：認証などについては、第5項の別途定めるところに入れれば条文に書く必要はないかもしれませんが、ただ、新しくできた団体がこれまでのまち協とは異なる地域の公共的団体であるということをごどこかで宣言しないと、この条文を入れる意味があるのかどうか。厳しいところがあるのではないかという感じですね。

委員：確認ですが、この逐条解説案に、構成員が地域内に居住するすべての個人や法人、団体とありますが、法人や団体も「すべての」になるのですか。

委員長：法人は入りません。

委員：この「すべて」がどこまでかかるかというのが、これですべての法人が入るということになるのと、全部の法人を調べて全部入らないといけないということになるので、この辺りをもう少しすっきりしないと。全部、法人にしても団体にしても入らないといけないのかという話になると思います。

委員：第17条の市民と第2条の市民の整合性ということが気になっているのですが。どうでしょう。

委員長：市民の中に、法人市民も入っているという意味から言うと、市民で構成されるとすれば簡単ですが、そこは難しいところがあって、受益の対象となるのは全ての個人市民です。だからここは「市民」という言葉を使わないで、「個人及び」となっているのはその工夫が入っていると思います。

今のご意見は非常に鋭い指摘です。「すべての市民で構成される」と言えば簡単なのですね。

副委員長：先ほど、副委員長がおっしゃった、「多様な市民」と大きく括ると、これまでのまちづくり協議会とどこが違うのか分からないという指摘ですが、第2項の前に「市民自治協議会は地域の唯一の公共的団体」ということを入れると、少し違いがでるかなという気がするのですけど。

つまり、第1項の「すべての」を外して「多様な主体」と書くのであれば、第2項で「市民自治協議会はその校区で唯一の公共的団体として、民主的で透明性のある運営を行い」として、第5項で別途必要な事項は定めるというのではあれば何とかできます。

これまでとの違いも出るし、詳しくは別途条例でデザインできるということで、今の地域には入りやすいかも知れないですね。

事務局：それから、今、各地区にまちづくり協議会があり、混同を避けるために、「市民自治協議会」を「市民自治組織」としてはどうかと思うのですが。

委員：「組織」ではちょっと弱いのではないかな。

ただ、確かに混同ということはありませんね。

委員：「市民自治組織」というと、今ある町内会も市民自治組織の一つですし、この団体も市民自治組織の一つですということになってしまうので、市民自治組織としてしまうとちょっと違うのではないかと思います。

副委員長：今あるのは、まちづくり協議会と。

事務局：まちづくり委員会もあります。

副委員長：まちづくり委員会とまちづくり協議会。

委員長：既存のものが、まちづくり委員会とかまちづくり協議会という名称を使っているのですね。

副委員長：「市民」「住民」「地域」と「自治協議会」の組み合わせを。

委員長：「住民自治」という言葉は、学問上伝統的に使われています。ただ、この住民自治というのは、団体自治に対抗する概念としてのみ使われていて、主として行政を間接統制する権限の行使に当たる源泉として使われているから、自治会や町内会を意味していないのです、学問的に言えば。それではまずいということで、学者たちが「市民自治」という概念を使い出したのです。

市民が市民社会を自己統治するとか、自治会・町内会も含めて、NPOなども市民自治だと。自分たちの社会を自分たちで自己統治していく。そういう意味で市民自治という言葉は、ちょっと新しいのです。そこで、「住民自治」や「市民自治」よりも、「地域自治」でいいのではないかと思うのですが。名前の問題ということであれば、戦略的には、この名前が一番いいのではないかと。

委員：「一つのまとまりのある地域で」とあるので、「地域自治協議会」というのもいいかなと。

副委員長：一般名詞として地域自治協議会にしても、その地域で住民自治協議会とか住民まちづくり委員会でも、それは自由にすればいいことです。

委員長：条例上は、地域自治協議会で、地区で〇〇住民自治協議会と名前を付ければいいわけです。

副委員長：協議会の中に色々な組織があるので。

委員長：組織と言ってしまうと、区長会自体が地域自治組織ではないかということになります。ここは地域自治協議会でいきますか。

それから、第17条第1項の書き方については、先ほど出ていました、「市民は」を主語にして、「多様な主体による」とすればどうですか。

事務局：そうすると、「市民は、地域の特性を生かした地域自治を推進するため、一定のまとまりのある地域内において、多様な主体で構成する」か「される」「一つの地域自治組織を設立することができます。」ですか。

委員長：一旦そうしておけばどうでしょう。

副委員長：排他的になるのですかね、どう解釈するのですかね。

委員長：排他的ではないです。

副委員長：例えば、第2自治協ができるとか、この場合は一つしかできないという規定ですので。

副委員長：第2項に「唯一の公共的団体として」と入れるのであれば。

副委員長：それならば「一つの」というのは基本的に入れる必要はないのでは。

事務局：第2項に入れるのであれば必要ありませんね。

委員長：第1項の「一つの自治組織を設立することができます。」ではちょっと甘いです。第2項で「一つの地域には一つの自治協議会のみを設置することができます」

す。」としておけばどうですか。「一つの自治組織」というのは、唯一無二のということが中々市民にはわからないので「一つの地域には一つの地域自治協議会のみを設置することができます。」とする方が「民主的で透明性のある」というのが厳しいものだと分かることになる。

もう一度言います。市民自治協議会は地域自治協議会に名称を変えます。それから、解説で、「住民自治」とあるのは「地域自治」に変える。それから第17条第1項は、主語を「市民は」にして、第2項を追加し、第2項で丹波市と同じように定めます。修正案の第2項は第3項になって、「公共的な団体として、民主的な」とします。

それから、解説に地域自治協議会の活動は、全ての個人がサービス対象ということを書いておいてください。

副委員長：サービスする側にも回れるということもおさえておくべきですけどね。

委員長：だから、個人も参加できますと。団体の参加はむしろ望むべきところですけど、個人の参加もOKですよ。

副委員長：もちろん手を挙げた人全てというわけにはいきません。承認手続は必要ですが、なることができるということは書く必要があります。

委員長：それとつくるのも自由、つぐらないのも自由ということを解説に書く必要はないけれども、説明用資料には入れておく方がいいです。

委員：第5項で市民自治協議会に関する事項は別に定めると書いてありますが、これは規則で定めるのですか。

委員長：これは認証要件です。自分たちが「つくります」と言えば、例えば、指定構成団体、10団体のうち8団体以上が加盟していないといけないということを決めるものです。もう一つは、規約、役員名簿が適正かどうかを審査しないとけない。例えば、規約がごく一部の人たちだけで運営できるようなものではないし、やはりそういうモデルはつくる必要があると思う、規約の準則のようなものを。

委員：ほかに、設立する時にどんなことが問題になりますか。

委員長：仮に規則で定めるとすると、手続です。どういう書類が必要か、それから年間の活動がどれだけの水準を達成しないとけないとか。

副委員長：年次報告や会計報告など既にやっているようなことを、きちんと活動を行うのに、規則があって、総会を開いて、計画を承認して、お金をきちんと使っているという話。後は、自治会などが全部入っていないといけないというのは必要かと思います。

委員長：他市の例ではそんなところですか。設立手続と届出様式、届出を受理する要件。最低限、規約と役員候補者名簿を出してください。それと最低限決められているのが、総会の開催回数、総会の権限。例えば、役員は総会で決定しなければならないとか、代議員で決めてはいけないとか。それから予算・決算、事業報告の公開。それらが定められています。

ただ、それを設立するという事は、当然、行政から交付金などが出るということがあるので、憲法で言う第89条団体になるということです。つまり公の支配に属する団体。憲法第89条は、公の支配に属さない団体には、公金等の支出を一切してはならないという禁止事項が入っています。だから、補助金を受ける団体は、公の支配を受ける団体です。公の支配というのは諸説あり、官公庁の監督下に入る団体と解釈する人が昔は多かったのですが、最近はそうではありません。公というのは国民全体の監視・監督ということから公開されているということ。

例えば、多くの私立大学は国から助成金を貰っています。ですからこれは公の支配を受ける団体です。つまりその決算報告などは全部国を通じて国民に公表しています。要するにきちんと公開すればいい。何もおかしなことはしていません。どうぞ見てくださいという状態にするということです。

今の自治会・町内会もそのようにしているわけで、その規模が繋がって大きくなるだけのことです。ただ、行政からのお金が入る限り、行政に対する報告義務はよりシャープに出てくるということで、自治会・町内会は会員には公開されていますね。そんなに難しいことではありません。

よろしいですか。では前文にいきましょうか。

事務局：～ 前文の修正案について説明 ～

委員長：それでは順にご意見をお願いします。

委員：「ものからころへの変化とともに」というのが分

かったようで分からない。突然これが出てくるので。  
というのが引っかかります。

委員：我々は、前文について検討したグループですが、簡素な前文からかなり色を付けていただいたと思います。「ものからころへの変化」というのは、東日本大震災の関係かなと思ったのですが、それから絆ということが今言われていますから、その辺りのことではないかということでもいいと思うのですが、なぜ突然この文章が出てきたのかという説明をいただけたらと思います。全体的にはこれで結構かと思います。

委員：すごく具体的になったような気がします。私はまだそこまで具体的にしなくても、ぼんやりとしたものでいいのではないかと思いますし、「水の恵みに生まれた」が、育まれてきたのかなとか、「日本のへそを標榜した個性あるまちづくり」が、個性あるまちづくりが進められてきたのかなという感じです。また「自治の主体が市民である」というのも何か市民がやれよというふうな感じで、いいのですが、具体的になり過ぎているのかなという気はします。

委員：なぜこの条例が必要なのかという理由が以前より明確になったような気がします。前文をつくっている時にコミュニケーションが大切だという話が沢山出ていたので「人と人との関わりの中で暮らしていくことの大切さや」という文章が入ったのはとてもいいと思うのですが、「かけがえのないこのまちを」は「このまちを」でもいいのではないかという気がします。それと、参画することはとても大事なので入れるのはいいのですが、「運営に参画するとともに、さまざまな主体が協働する自治を創造することが何よりも必要となります。」の言い回しがくどいかなと思うので、その辺りがすっと入るような文章になればいいのかなという気がしました。

委員：目を閉じて説明を聞いたのですが、言葉の流れはいいのですが、「日本のへそを標榜した個性あるまちづくりを進めてきました。」のところで日本の唯一の場所ですということとどこへ行っても「日本のへそ」というのはご存じないということがあります。

委員：社会背景、自治の変遷に「経済のグローバル化」とありますが、別に経済だけがグローバル化したわけでは



なく、文化やスポーツなどでも同じことが言えるのでどうかと思うのですが。

委員：最後の締めくくりのところは「自治の最高規範となるこの条例を制定します」の方がいいです。

委員：第一段落の2行目に「自然豊かなまちです。」から最後までつながっているのが長いように感じる。水があるところに文明が発祥するというのは世界的にもそうですが、「加古川、杉原川、野間川の水の恵みに育まれた自然豊かなまちで、播磨国風土記にも記されたように、古代から人々が連綿と生活を営んできました。」と、西脇市の発祥を播磨国風土記に掛けた古代のところで一旦切り、その後に西脇が何で今のようになってきたかということに分けた方がいいのではないかとということと、「今日の繁栄の礎を築いてきました」の「繁栄」と言われると、播州織が繁栄していた時代の方は納得されると思うのですが、実際、これからこの条例を使っていこうという若い世代の人たちからすると、西脇市が繁栄と言えるかとなった時にこの条例をつくった人たちは何を考えて書いたのと思われるかと不本意なので、「今日の礎を築く」ということではいけないのかと思います。

委員：条文と違って、前文はできるだけみなさんが読みやすい、分かりやすい言葉づかいがいいと思っています。確かに分かりやすくなったのですが、指摘のありました「ものからこころ」というところが分かったような、分からないような感じがするのと、もう一つは「グローバル化」というカタカナに違和感があること、「標榜」という言葉はあまり使わないので、ここの表現がもう少し分かりやすい言葉にならないかということをお願いします。

委員：第3段落の「社会背景、自治の変遷」で、一つの文章でつながっているので、3行目の「大きな変化の中」の辺りで一度切った方が初めて読む人は受け入れやすいのではないかと思います。

5段落目の「新たな自治の方向性」のところで、「自治を創造することが何よりも必要となります」の「何よりも」が素直に取れません。

委員：今まで西脇市の中で川のことはずっと書いてあったのですが、水のことには触れていなかったような気が

します。そこで今回初めて水のことに触れてあるので、分かりやすい文章になったと少しうれしく思いました。

委員：私も前文のところに携わってきて、一生懸命考えてつくってきたのにこれだけ変わってしまうのかという思いがあります。きれいな文章で難しい言葉も入っているのですが、やはり最初に読むのは前文だと思うので、市民がさっと読んでそうだと思えるような文章にしてください方が、誰でも分かりやすい、こうだからこうですという方がうれしいなと思いました。

副委員長：何人かご意見がありました。いくつか西脇市民として少し恥ずかしくなるようなことが、「繁栄の礎」や「かけがえのない」など、そこまで言わなくてもいいところがあると思うのと、社会背景のところは書けば書くほどわけが分からなくなるので、これだけ並べる必要があるのかということがあります。それを受け止めるのはそれぞれの市民なので、色んな課題があって、その課題に取り組むために再考する必要がありますという文章の方がシンプルです。

特に社会背景、自治の変遷で、前半は大きな変化がある。それからまた地方分権時代を迎えて、こんな時代だから私たちもやらなければいけないという感じに読みとれてしまって、むしろ前の文章の方がこんな問題があるからそれに取り組むために地域社会や地方自治のあり方を考え直さないといけないと、もう少し能動的だったと思います。それが説明すればするほど取り組まなければいけない、自己責任だという感じになってきて読んでいてしんどいという気がします。

副委員長：一つは原案に比べて修正案が1.5倍程度になって、少し長すぎるのかなと。また、重なっているところもあるので、念が入り過ぎているというか、もう少し整理ができるのではないかと思います。特に社会背景のところと、「ものからこころ」の辺りがそう感じます。

委員長：いくら書きこんでも100%はあり得ないので、妥協しないといけないと思うのですが、きちんと文章にしないといけないので、決断が必要です。みなさん方のご意見を加味して、原案を再修正することになります。

どちらかという前文は、見てもらうために美しくければいいと思います。心が湧きたって。そういう意味で音楽的なリズムとか視覚的なイメージを大事にしてほ

しいということだと思えます。

まず、修正案の「西脇市の姿」のところは、意見として、第2文節が5行にわたっているのを、前半の2行にもう少し足して、「播磨国風土記にも記されたように、古代から人々が連綿と生活を営んできた地域です。」として、「その後、先人のたゆまぬ努力によって」とつないで、「今日の礎が築かれてきました」と「繁栄」は取って、自画自賛はやめようということでしょう。

第2段落では、「日本のへそを標榜した個性あるまちづくりを進めてきました」というのは本当かという意見がありました。

委員：市は一生懸命やっておられます。

委員：へそサミットも第1回目は西脇市で開催されましたし。

委員長：ここは、あえて言うなら、頑張っていることは頑張っているのだから、「日本のへそを生かしたまちづくり」かな。

副委員長：「日本のへそを掲げた」でしょう。

委員長：「日本のへそを掲げ」

委員：「個性あるまちづくりに努めてきました。」

委員長：それならいけますね。

次の「社会背景、自治の変遷」ですが、長いという意見と「グローバル化」というのは経済だけではないだろうという意見もありました。それから外部条件としての「少子高齢化や経済のグローバル化」ということと、「地方分権になって多様化する地域の課題を解決するために自治のあり方を見つめ直さないといけない。」ということが離れていないかと。

ここはどうしましょう。少子高齢化は止まらないかもしれないませんが、これは原案にもあったのですね。

事務局：少子高齢化はありました。

委員長：原案に戻しますか。「しかしながら」というのをやめて、「21世紀を迎え」を生かして、「急激な少子高齢化や」。

これは先ほど副委員長からありました、一つひとつの項目をあげていくと限りなくなりますし、原案に戻すのもどうかということがあるので、「急激な社会環境や経済の変化」にしておいたらどうですか。

副委員長：「急激に社会や経済環境が変化しています。」

委員長：「中で、地方分権時代に当たって、自己決定、自己責任の下に多様化する地域課題を解決していく必要があります。」という感じでしょうね。

副委員長：「自己決定、自己責任の下に多様化する地域」というのがちょっと。

副委員長：おかしいですね。西脇市の話をしているのに。

委員長：「本格的な地方分権時代を迎えて多様化する地域の課題を解決するために、改めて西脇市の自治のあり方を見つめ直す時がきました。」ですね。

構造的には、外部環境が社会的、経済的に激変している一方で地方分権時代が来ているので、多様化する地域課題を解決していくためにも西脇市の自治を考え直すべき時期が来ているという文章にすればどうですか。

次に「理念の強調」ですが、「ものからころへの変化」というのはぴんとこないというご指摘がありました。むしろここでは、東日本大震災という意見がありました。ここでは、「わたしたちは絆の大切さ」という言い方をした方がいいのではありませんか。

「ものからころへ」というのはもう20年前から言っています。上の段落で「改めて西脇市の自治のあり方を見つめ直す時が来た。」だから理念の強調のところ、  
「わたしたちは改めて人と人との絆の大切さ」というふうに変えたらどうですか。「関わりの中で暮らしていくことの大切さ」というのはくどくないですか。  
「わたしたちは人と人とのきずなの大切さ」と言った方がいいのではありませんか。

次に、「つくりあげ、先人たちが守り育ててきたかけがえのない」というのがまた自画自賛ではないかというご意見がありました。

副委員長：1段落目に「先人たちの」ということがあります。

委員：この部分は、前段で「自らの手でつくりあげ」と自分たちでしておいて、それを引き継ぐのか、それとも先人たちが育ててきた今までのまちを引き継ぐのかということで、矛盾があるのでその下の文章は削る方がいいのではありませんか。

副委員長：持続可能なというイメージを出した方が未来的ですよ。

副委員長：原案の方がすっきりしていませんか。「自らの手でつくりあげて、それを次の世代に引き継いでいく」と

ということですね。だから、先人たちがこれまで築いてくれた、それが今、社会環境変化でこれまでどおりに行かなくなっている。そして改めて自治のあり方を問う時期に来ている。そしてその自治のあり方考え直す時に大事なことが絆や憲法に書かれた基本的人権を大切にすることで、それを自分たちでつくるのが今回の姿勢です。

委員：より良い社会を引き継いでいかなければならないと。

副委員長：そういう流れだと思うのですけど。

委員長：そうすると、原案に戻したら。このアンダーラインの部分は全部いらぬ。「まちを自らの手でつくりあげ、次の世代に引き継いでいかなければなりません」それですっきりしませんか。

副委員長：「人と人との絆」と「人と人、地域と地域が交流し」というのが重なっていませんか。

委員長：それなら「人や地域が交流」でいいのでは。

副委員長：「基本的人権が尊重され、人と人との絆を深め、地域が交流する」とすれば。

委員長：それでいいです。

次に「新たな自治の方向性」のところは、「何よりも」というのがくどいということでしたか。これは「何よりも」を外して、「創造することが必要となります」ですか。それとも「さまざまな主体の協働による自治を創造することが必要となります。」ですか。

副委員長：「市政」と「地域社会」は順序が逆ではないか。

委員長：「身近なところから地域社会及び市政に」ですね。

副委員長：「主体の協働による自治を創造する」長いですね。

委員長：ほとんど原案どおりですが。

副委員長：「とともに」がよくないのではないですかね。「ともに」となっていると参画することと協働することが別のものようになるでしょう。

委員長：「参画すること」で点を入れて並列にすればどうですか。となると原案のとおりですね。

次に、「本市の自治の最高規範」の方がいいという意見がありました。これは自治の最高規範なので、問題ないという立場ですが、本文は基本規範でも構いません、前文ですから法的拘束力はないので。何回も言いますが、日本国の最高法規は憲法です。西脇市の団体事務としての今やっている法定受託事務を除く自治事

務の最高規範として自治基本条例を位置付けるのは何ら間違いではないわけです。

委員さんのご意見は、本当にこれが一番大事な条例だということを謳いあげたいということですから。

もう一度今出たご意見で文章校正をもう一度やっていただいて。前文検討委員会はありましたか。

事務局：特別に設けていません。

委員長：次の予定はないのですね。

副委員長：今入力したものを打ち出しましょうか。

委員長：それでは、その他の区長会との意見交換会について。

事務局：その他ですが、第17条もまとめていただきましたし。前文も固まってきましたので、法制担当の全体的なチェックに回してチェックしてもらいます。それから「ですます調」にするのか「である調」にするのか、この委員会では「ですます調」という意見がほとんどですけれども、この部分についても市の方で調整しまして、市長の判断になるのか、まだ決まっていないところです。

それができれば完成ですが、今後の予定で第10回の検討委員会は、これでできましたということで、市長との意見交換会をさせていただきたいと市長が申していますので、日程調整をお願いしたいと思います。できれば5月の30日か31日で調整したいのですがいかがでしょうか。

委員長：30日しか空いていません。

事務局：他の委員さんは30日でよろしいでしょうか。それでは30日、水曜日の19時からということですが、正副委員長には1時間程度前に市長が懇談をさせていただきたいと言っているのですが18時から大丈夫でしょうか。

委員長：何とか来ます。

事務局：次に、各地区区長会との意見交換会で、4月20日の芳田地区を皮切りに回ろうと思っています。

4月11日の住民自治組織検討部会で資料について検討いただきご意見をいただいた資料で回ります。

1で強調しているのが、一つは、自治会だけでは対応できない課題を地域で協力して解決していくということ。二つ目には、区長会、まちづくり協議会、各種団体が連携を深め役割分担を考え直すことによってその地区に合ったまちづくりをしていこうという考え方と

いうこと。それから、全市一斉に始めるのではなく、地域の実態や実情に応じて、一度考えてみようと合意できたところから始めていただくということで、まちづくり協議会をそのまま持ってきてもらってもいいですし、中身については各地区で考えていただくという説明をします。

反応は様々だと思うのですが、みんなに一挙に理解してもらうことは難しいので、意見交換会を行った後、市長のタウンミーティングを行って、タウンミーティングの中で自治基本条例について市長が自ら語るということを行いたいと思います。

意見交換会は、西脇地区が5月2日、水曜日、16時30分から。津万地区は5月19日、土曜日、19時から。日野地区が同じ5月19日、土曜日で、同じ時間です。黒田庄地区が、5月17日、木曜日の19時からとなります。

委員さんにおかれましては、所属の地区の意見交換会にできるだけ参加いただきたいと思っています。

委員：今は4か所決まっているだけですね。

事務局：はい。意見交換会を行ったところからまちかどミーティングに入っていきたいと思いますが、各地区と調整して、委員会にお知らせします。

広報検討部会は、意見交換会とまちかどミーティングを済ませると、地区の説明会やフォーラムに向けての検討と、各種団体への出前講座も含めて、広報のやり方を検討いただきたいと思っています。

次に、青年会議所の勉強会についてお願いできますか。

委員：西脇青年会議所でも自治基本条例について勉強しないといけないなということで、5月9日に経済センタービル2階で、自治基本条例の講演をしていただきます。一般公開になっていますので、ぜひ参加いただきたいと思っています。時間は19時からの予定で、終了は21時を予定しています。

事務局：ありがとうございます。

先ほど、区長会との意見交換会の日程を申し上げましたが、その後のまちかどミーティングにつきましても委員さんのお世話になりたいと思っていますのでよろしくお願いします。

委員長：この件について、何かご意見ありませんか。

委員：意見交換会には、地区在住以外の委員も参加してもいい

いのですか。

事務局：はい。地区区長会に合わせて入れていきますので、約1時間程度しか時間が取れない状況です。また、ご意見も出ない状況になるかもしれませんが、可能であればご参加いただければありがたいです。

委員長：意見交換会の資料について、今日の議論を踏まえて、変えないといけないところが出てきています。「市民自治組織」は「地域自治組織」に変わります。その他に副委員長から指摘があるようです。

副委員長：一つは、1ページ目の8行目、「一つの自治会だけでは対応できない課題」とありますが、一つの自治会だけで対応できないから区長会があると言われればそれまでなので、この辺りの言い方を少し変える方がいい。それから「地区」と「地域」の使い方が混合していますが、意味の使い分けをされているのかどうか。「自治会」と「町内会」も使い分けされているのかどうか。その辺りもきちんと確認願います。

委員長：それから、区長会がまちづくり協議会の会長を兼ねているところのイメージはこれでいいと思いますが、そうではない地区については、まちづくり協議会を丸の中に独自の団体として入れておかないといけない。その配慮は必要だと思います。別の意味で、まちづくり協議会の発展形を地域自治協議会と言っているのではないですよ。別のものですよという説明になるわけです。一緒にやっているところはその議論は必要ありませんが。別々にやっているところは、あくまで一つの構成団体になるということを説明する必要があるのです。その辺りは配慮する必要があります。

委員長：その他、何かございますか。よろしいですか。

前文の再修正案を読んでいただけますか。

事務局：～ 前文再修正案を朗読 ～

委員長：ご意見はございませんか。

委員：「基本規範」が「最高規範」に戻ったのですか。

委員長：「自治の最高規範」ですから。条文は「基本規範」で前文だけです。

事務局：最後の「自治の最高規範」の前に修正案では「本市の」を入れているのですが。

委員長：「本市の」を入れてください。

副委員長：文化には例示がなく、産業には三つも例示がある



のがアンバランスと言えばアンバランスですがどうですか。

副委員長：「独自の文化」の具体例があった方がいいということですか。

委員：具体例はありますか。

委員長：難しいですね。なくてもいいのではありませんか。元々播磨国風土記に書かれているぐらい播磨というのは豊かな文化の地であることは誰もが知っていることですし。

副委員長：「へそのまち」に並べて「生涯学習まちづくり」ですか。

委員：それはちょっと新しすぎるのではありませんか。このままいっていただいたらいいのではありませんか。

委員長：播磨というだけで歴史と文化というのはみんな持っているのではありませんか。ここで言いたいのは、独自の中世、近世、近代にいたる文化と現代にいたるこのような産業という流れでないか。だから文化はもっと長い、産業は近代だと。こういう流れでしょう。だから、産業が三つある。

副委員長：「独自の文化の上に、播州織、播州釣針」みたいな感じにしますか。

委員長：文化の上に産業がある。

課長：ありがとうございます。積み残しておりました分も本日結論をいただきましたし、これで条文が公表できるようになったかと思えます。次の委員会では市長と懇談をしていただいて意見交換していただければと思っています。ありがとうございます。